



介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

京都市長

事業所等情報

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン エイザンカイ 社会福祉法人 永山会												
主たる事務所の所在地	〒612-8208 京都 都・道 京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地 府・県													
	電話番号	075-605-1026	FAX 番号	075-605-1029										
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙様式 3 (添付書類 1) に記載							提供するサービス	同左				
事業所の所在地	〒 都・道 府・県													
	電話番号						FAX 番号							
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 (8 (別紙一覧表による)) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。														

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (I II)										
② 賃金改善実施期間	令和 元年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月										
③ 令和 元年度分介護職員等特定処遇改善加算総額	5,466,965 円										
④ 賃金改善所要額 (i - ii)	5,770,232 円										
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 154,436,409 円										
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額 148,666,177 円										
⑤ 経験・技能のある介護職員 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	161,607 円・ 9 人										
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 22,857,753 円										
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額 21,403,290 円										
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数 9 人										
	【そのうち、月額 8 万円の改善又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となった者 9 人】										
設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 8 万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 その他 () 										
⑥ 他の介護職員 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	74,436 円・ 47.3 人										
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 94,884,431 円										
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額 91,363,602 円										
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数 47.3 人										
⑦ その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	39,747 円・ 20 人										
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額 36,694,225 円										
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額 35,899,285 円										
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 20 人										
【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金 4,845,767 円】											
⑧	<p>賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。</p> <p>対象職員に対して常勤、非常勤共に令和元年 10 月から 12 月分の 3 カ月分を令和 2 年 3 月に一時金として、令和 2 年 1 月から 3 月分の 3 ヶ月分を令和 2 年 6 月に一時金として支給した。</p> <p>また、支給金額については常勤換算数で支給した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験・技能のある職員 9 人に対して令和 2 年 3 月に 3 ヶ月分の 78,620 円を支給し、令和 2 年 6 月に 82,987 円を支給。 										

・その他介護職員 47.3 人に対して令和 2 年 3 月に
3 ヶ月分の 39,310 円を支給し、令和 2 年 6 月に
3 ヶ月分の 41,493 円を支給。
・その他の職種 20 人に対して令和 2 年 3 月に
3 ヶ月分の 20,000 円を支給し、令和 2 年 6 月に 3 ヶ月分
の 20,747 円を支給。
経験・技能のある介護職員の基準：
①介護福祉士であって、かつ法人内における勤続年数
が 10 年以上の介護職員。
②介護福祉士であって、かつ他法人の経験年数も含めて
10 年以上の介護職員。
③介護福祉士であって、かつ法人内の経験年数が 7 年
以上で、サブチーフ以上の介護職員

※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類 2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)

・添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 月 日 (法人名) 社会福祉法人 永山会
(代表者名) 理事長 津田 知宏

